



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501

佐賀県伊万里市立花町 1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和5年7月14日

建築協議における事務手続き誤り事案に係る関係職員の処分について

このことについて、関係する伊万里市職員を処分しましたので、報告します。

記

1 処分者及び処分の内容

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 当時の建設農林水産部長 (60歳代男性) | 文書訓告 |
| (2) 建設農林水産部副部長 (50歳代男性) | 文書訓告 |
| (3) 建設農林水産部都市政策課副課長 (50歳代男性) | 文書訓告 |
| (4) 当時の建設農林水産部都市政策課都市計画係 (40歳代男性) | 文書訓告 |

2 処分年月日 令和5年7月14日

3 事案の概要

伊万里市環境保全条例に基づく建築協議において、当該建築予定地が西九州自動車道の都市計画区域（都市計画法第53条区域）に「該当」しているにもかかわらず、市の事務手続きにおいてその確認を怠ったことから、令和4年11月16日付けの建築同意決定通知書の添付書類となる佐賀県（建築主事）への建築確認申請に関する調査書において、都市計画法第53条区域に「該当しない」との通知を行った。

その結果、そのまま佐賀県による建築確認がなされ、建築主にて建物の建築が進められたもの。

本来であれば、令和4年11月4日の建築協議の受付時に、西九州自動車道の計画区域（都市計画法第53条区域）に「該当」している旨を建築主に伝えたいうえで建築の意向確認を行い、建築を行う場合には、建築主より都市計画法第53条第1項に基づく許可申請書を市に提出してもらい、市が許可するという手続きが必要であった事案である。

・ 問合先

総務部総務課

担当 南

電話 0955-23-2127

伊万里市

～ 人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち ～

桑本 成司 副市長のコメント

今回の建築協議における確認を怠ったことにより、誤った内容の通知を行うという事態に至り、関係する皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、適正かつ慎重な事務遂行やチェック体制など、再発防止策を徹底し、全職員を挙げて信頼回復に努めます。